

事業計画書に対する知事意見書

7 長地環第 5－1 号
令和 7 年（2025 年）6 月 19 日

飯山陸送株式会社
代表取締役 勝山 正美 様

長野県長野地域振興局長

令和 7 年 2 月 12 日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 44 条第 1 項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所	飯山陸送株式会社 代表取締役 勝山正美 長野県飯山市大字静間 280 番地 1	
(2) 事業計画の概要		
➤ 申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処理施設の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字豊津字冷田 5172 番 1	
② 廃棄物の処理施設の種類	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定するがれき類の破砕施設（移動式兼用）	
③ 処理を行う廃棄物の種類	・ 破砕する産業廃棄物 がれき類 以上、特別管理産業廃棄物を除く	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力	680 t／日（85 t／h：8 時間稼働）	
⑤ 変更の概要（変更許可等の場合）	がれき類の破砕施設（移動式兼用）の入替	
	新	旧
	(1) 処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR380JG-3	(1) 処理施設の型式・構造 株式会社小松製作所 BR200J-1
	(2) 処理能力 680 t／日 (85 t／h：8 時間稼働)	(2) 処理能力 320 t／日 (40 t／h：8 時間稼働)

2 知事意見

対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
合意形成の方法に関する事項についての意見	事業計画は適当なものと考えられます。
その他知事が必要と認める事項についての意見	特にありません。